

意見陳述書

2025年（令和7年）9月1日

尾道市監査委員 御中

請求者代理人弁護士 山 田 延 廣



1、はじめに

（1）本件請求

本件は、尾道みなと小学校及びみなと中学校の新築校舎のための一切の費用の支払の差止めを求めるものである。

これまで、本件請求事件は、前回（2024年（令和6年）監査第20号事件）の小学校及び中学校の統廃合による新校舎建設のための一切の費用を差止めを求めた監査請求事件と関連している。

ただし、今回の事件は、甲4の事業費の概算と財源に基づき、より急迫性があり、かつ、具体的に改めて旧久保小学校と旧久保小学校の改修による方が財政的に安価で済むことを明らかにしたものである。

（2）市議会での嘘の答弁

特に、宮本教育長は、「請求人らが算定した事業費試算は、校舎の躯体状況が良好であることを前提に試算したものである」との嘘の答弁を行っている。このような答弁は許されるべきものではない。

2、前回の監査結果とその批判

（1）前回の監査結果

前回の監査結果は、①校舎整備に関する市教委の判断には裁量権の濫用又は逸脱はないとし、②本件建設工事に係る公金の契約の締結及びこれに

より生ずる公金の支出については、未だに予算が措置されておらず、地方自治法242条1項の「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合とは認められない」とする。

(2) ①の反論

ア、甲14によると、市教委は、本年8月8日、小中学校の再編計画の改定に向けたあり方検討委員会の初会合を開いて少子化が計画の想定を上回っていることを踏まえ、学校の適正な配置や規模を議論するという。

しかし、市教委は既に、甲13及び甲14のとおり、既に6月26日付及び7月3日付にて、前者については18億9800万円、後者については4億4000万円もの金額で入札手続きを講じていることが判明している。

すなわち、少子化が計画を上回って進行しているため、市教委は、今から小中学校の再編計画の改定につき、検討するというのに、小中学校新設のための工事は着々と進めるという、全く矛盾した対応を取っているのである。

これこそ、本末転倒した行為であり、少なくともこの委員会答申が出されるまで、本件工事の着工手続は中止されるべきものである。

イ、このように述べると、貴監査委員らは、市議会もこの新校舎建設の承認をしていると主張されるかもしれない。

しかし、これは、前記1(2)項で述べたとおり、教育長の虚偽答弁が大きく影響しているものと考えらる。

ウ、すなわち、以上に述べたこの市教委の対応は、不誠実であり、裁量権を濫用逸脱していることは明らかである。

(3) ②に対する反論

先に述べたとおり、既に、本件建設工事に係る公金の契約の締結まで進んでおり、前回の監査請求より、無駄な公金の支出の可能性が相当確実性を持って予想される場合に当たる。

これまでの監査請求の結果を見れば、費用の支出前に差止めを求めると、支出の可能性が未だないと述べて棄却し、支出後にこれの差し止めを求めようとすると、今度は「支出した以上は、途中で工事を止める方が

損失が多い」として、棄却してしまうのが通例である。

このようにして、無駄で多大な公共事業が止めようもなく進められるのである。

3、まとめ

貴監査委員らにおいては、このような無駄な工事を一旦止めて、真に新校舎が必要なのか、必要としてもこのような多大な学校建設が必要なのかについて、冷静に判断されることを求める。

以 上